

平成26年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

1 1 - 1

(介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)
介護予防短期入所療養介護(老健))

資 料

〔 目 次 〕

変更許可申請・指定事項等変更届の提出漏れが多い事項について.....	1
介護老人保健施設の従業者が通所リハビリテーションの従業者を兼務する場合、勤務時間及び勤務形態はどのように解釈するのか?.....	3
運営規程等に記載すべき内容について.....	4
運営規程等の記載において留意すべき事項について.....	6
施設サービス計画の作成において留意すべき事項について.....	7
在宅強化型及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定要件について.....	8
夜勤職員配置加算の算定において留意すべき事項について.....	11
(認知症)短期集中リハビリテーション実施加算の算定において留意すべき事項について.....	12
サービス提供体制強化加算の算定において留意すべき事項について.....	13
養介護施設従業者等による高齢者虐待について.....	14

変更許可申請・指定事項等変更届の提出漏れが多い事項について

法令に規定する事項に変更が生じた場合、介護老人保健施設(みなし指定である短期入所療養介護、通所リハビリテーションを含む。)においては、介護老人保健施設変更許可申請書(様式第12号)又は指定事項等変更届(様式第8号)を提出する必要があります(詳細は表1、表2をご覧ください。)

特に、以下の事項につきましては、提出漏れが多く見受けられますので、ご注意ください。

必ずしも本個別編の対象サービスにおける事例に限ったものではなく、他サービスでの事例も含む場合があります。以下同じ。

提出漏れが多い事項

介護老人保健施設変更許可申請書
<ul style="list-style-type: none"> ・建物(事業所)の平面図(各室の用途を含む)の変更 変更を行う前に許可を受ける必要があります。許可を受けずに変更していたことから、実地指導で指導を行った事例もありました。
指定事項等変更届
<ul style="list-style-type: none"> ・役員の氏名又は住所の変更

【表1】変更許可申請と指定事項等変更届の違い

	変更許可申請	指定事項等変更届
提出様式	介護老人保健施設変更許可申請書(様式第12号) 様式及び添付書類については下関市ホームページにて確認してください。 [ホームページ掲載場所] 下関市ホームページトップページ(http://www.city.shimonoseki.lg.jp/) 事業者の方へ 保健・福祉 介護保険 介護保険サービス事業の申請様式等について(施設系サービス) 又は 介護保険サービス事業の申請様式等について(訪問通所系サービス)	指定事項等変更届(様式第8号)
提出時期	変更前1箇月~2週間を目途 急な従業者の員数の変更など、上記によりがたい事情が生じた場合は、別途ご相談ください。 工事を伴うものなどについては、着工前にご相談いただき、十分協議してください(変更許可申請は、工事そのものに対してではなく、工事終了後の状態で使用することに対して許可を受けるものです。) 現地確認を行う場合があります。	算定体制の変更以外 変更後10日以内 算定体制の変更 ・老健・(介護予防)短期療養 届出が受理された日が属する月の翌月(月の初日の場合はその月)から算定開始。 国保連へのデータ送信の都合上、月の初日に提出する場合は、事前にご一報ください。 ・(介護予防)通所リハ 届出が15日以前に提出された場合は翌月から、16日以降に提出された場合は翌々月から算定開始。
下関市からの通知	許可通知	なし
手数料	建物のく体に影響を及ぼす構造設備の変更を伴うもの 33,000円 上記以外 なし	なし

【表2】介護老人保健施設変更許可申請書又は指定事項等変更届の提出が必要な事項

	介護老人保健施設		短期入所療養介護	通所リハビリテーション
	介護老人保健施設変更許可申請書	指定事項等変更届	指定事項等変更届	指定事項等変更届
施設(事業所)の名称				
施設(事業所)の所在地				
開設者(申請者)の名称				
開設者(申請者)の主たる事務所の所在地				
代表者の氏名、住所又は職名				
定款、寄附行為等又はその登記事項証明書、条例等(当該事業に関するもの)				
事業所の種別(老健等)				
敷地の面積又は平面図				
併設施設の概要				
建物の構造概要				
建物(事業所)の平面図(各室の用途を含む)				
施設又は構造設備(設備)の概要				
施設の共用の有無又は共用の場合の利用計画				
入所者の定員				
管理者の氏名又は住所				
運営規程(従業員の職種、員数、職務内容、及び入所定員の増加に係る部分)				
運営規程(上記以外)				
協力病院の名称等(協力病院を変更しようとする場合)				
協力病院の名称等(上記以外)				
介護給付費の請求に関する事項				
役員の氏名又は住所				
介護支援専門員の氏名等				

管理者の変更については事前に介護老人保健施設管理者承認申請書(様式第13号)の提出が必要。

介護老人保健施設の従業者が通所リハビリテーションの従業者を兼務する場合、勤務時間及び勤務形態はどのように解釈するのか？

介護老人保健施設の従業者が、当該介護老人保健施設にて行われる通所リハビリテーションと兼務している場合は、その従事する職種により以下のとおり取り扱います。

看護師・准看護師・介護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

- (1) 勤務時間 介護老人保健施設に勤務する時間と通所リハビリテーションに勤務する時間とを区分します。
- (2) 常勤換算方法 介護老人保健施設については介護老人保健施設に勤務した時間、通所リハビリテーションについては通所リハビリテーションに勤務した時間をもって計算します。
- (3) 常勤・非常勤の別 介護老人保健施設に勤務する時間と通所リハビリテーションに勤務する時間の合計をもって判断します。この方法により常勤となる従業者の勤務形態は「常勤兼務」となります。

よって、各サービス別に見た場合、例えば、常勤換算方法で0.5人と計算される常勤の従業者がいることがあり得ることになります。

医師・栄養士等

- (1) 勤務時間 介護老人保健施設に勤務する時間と通所リハビリテーションに勤務する時間を区分することは不要です。
- (2) 常勤換算方法 介護老人保健施設に従事する時間と通所リハビリテーション事業所に従事する時間の合計をもって計算します。
- (3) 常勤・非常勤の別 上記 (3) に同じです。

勤務形態一覧表記載例(介護老人保健施設の場合)

職種	勤務形態	氏名	勤務時間数		常勤換算後の人数	備考
			週平均の勤務時間数			
看護師	B		20	老健のみの勤務時間数・常勤換算人数	0.5	通所リハ兼務
医師	B	x x x x	40	老健・通所リハの勤務時間数・常勤換算人数の合計	1.0	通所リハ兼務 勤務時間は通所リハとの合計

看護師が通所リハと兼務しており、老健・通所リハの勤務時間の合計が常勤要件を満たす場合

医師が通所リハと兼務しており、老健・通所リハの勤務時間の合計が常勤要件を満たす場合

運営規程等に記載すべき内容について

運営規程、重要事項説明書、掲示の内容は、「記載する内容が不十分」として実地指導で指導を行うことが多い事項です。以下の点に留意の上、適正にご対応いただきますようお願いいたします。

【表1】運営規程に記載すべき内容

	介護老人保健施設	(介護予防)短期入所療養介護
施設(事業)の目的及び運営の方針		
従業者の職種、員数及び職務の内容	(注1)	
入所定員	(注2)	
介護保健施設サービス(指定(介護予防)短期入所療養介護)の内容及び利用料その他の費用の額		
通常の見送の実施地域		(注3)
施設の利用に当たっての留意事項		
非常災害対策		
その他運営に関する重要事項	(注4)	(注4)

- 注1・注2以外は、変更する場合指定事項等変更届により届出を行う必要があります。
 (注1) 変更する場合、介護老人保健施設変更許可申請書により許可を受ける必要があります。
 (注2) 定員の増加により変更する場合、介護老人保健施設変更許可申請書により許可を受ける必要があります。
 (注3) 利用者様に対して分かりやすく、かつ、誤解を与えない表示に努めてください(平成25年度集団指導資料P23~24をご参照ください。)
 (注4) 身体拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましいです。

【表2】重要事項説明書に記載すべき内容

	介護老人保健施設	(介護予防)短期入所療養介護
運営規程の概要	(注1)	(注1)
施設(事業)の目的及び運営の方針		
従業者の職種、員数及び職務の内容		
入所定員		
介護保健施設サービス(指定(介護予防)短期入所療養介護)の内容及び利用料その他の費用の額	(注2)	(注2)
通常の見送の実施地域		
施設の利用に当たっての留意事項		
非常災害対策		
その他運営に関する重要事項		
従業者の勤務の体制	(注3)	(注3)
事故発生時の対応		
苦情処理の体制	(注4)	
その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項		

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》11-1
 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))

(注1) 下関市では、「運営規程の概要」とは「運営規程に記載すべき内容として定められている各事項の概要」を指すものと解釈しています。「運営規程に記載すべき内容として定められている各事項の概要」の記載にあたっては、記載内容が当該事項の概要であることがはっきり分かるようにしてください。

(注2) 利用料は入所者(利用者)様に請求する可能性のある料金を全て記載してください。実費請求のものについては「実費」でも結構です。

(注3) 職種ごとに、常勤・非常勤それぞれの従業者数が記載されていれば、足りるものと解釈しています。

(注4) 公的機関の苦情相談窓口の記載内容については、平成25年度集団指導資料P25をご参照ください。

【表3】事業所に掲示すべき内容

	介護老人保健施設 (注1)	(介護予防)短期入所療養介護 (注1)
運営規程の概要	(注1)	(注1)
施設(事業)の目的及び運営の方針		
従業者の職種、員数及び職務の内容		
入所定員		
介護保健施設サービス(指定(介護予防)短期入所療養介護)の内容及び利用料その他の費用の額		
通常の送迎の実施地域		
施設の利用に当たっての留意事項		
非常災害対策		
その他運営に関する重要事項		
従業者の勤務の体制	(注2)	(注2)
協力病院		
利用料		
その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項		
苦情処理の体制	(注3)	(注3)

(注1) 表2注1に同じ。

(注2) 表2注3に同じ。

(注3) 表2注4に同じ。

運営規程等の記載において留意すべき事項について

以下の項目は、運営規程、重要事項説明書、掲示の内容のうち、実地指導や通常の業務において、指導や訂正指示を行うことが多い事項です。留意の上、適正にご対応いただきますようお願いいたします。

運営規程を変更する場合、前項記載のとおり指定事項等変更届により届出を行う、又は介護老人保健施設変更許可申請書により許可を受ける必要があります。

運営規程、重要事項説明書、掲示の内容において指導や訂正の多い事項

<p>記載内容の過不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前項記載の内容が網羅されていない。 特に、重要事項説明書に「従業員の職務の内容」が記載されていない事例が多く見受けられます。 ・利用料金表に算定体制の届出がなされていない加算を記載している。 入所者(利用者)様に誤解を与えないよう、請求する可能性のないものについては記載しないでください。 ・条文内に「(別添)」と記載されているが、その資料が添付されていない。 ・理美容サービスについて、施設が提供するサービスであるものと誤解を与える。 訪問理美容業者によるサービスとして理美容サービスを提供している場合、「理美容サービス(理美容業者への直接払い)」というように、施設が提供しているものとは別であることを明示してください。 ・重要事項説明書において、入所者(利用者)又はその家族に対し、「説明」し「同意」を得て「交付」を受けたことが書面で確認できない。 「説明」し「同意」を得て「交付」を受けたことをもって署名をしたことが確認できる表現としてください。ただし、契約書に施設・入所者(利用者)双方で保管する旨が記載されており、契約書と一体となっている場合、「交付」の文言はなくても可。
<p>介護老人保健施設にしか適合しない表現の、(介護予防)短期入所療養介護での使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用者」を「入所者」と記載している。 ・「(介護予防)短期入所療養介護計画」を「施設サービス計画」と記載している。 ・介護支援専門員の職務の内容に「施設サービス計画の原案の作成」と記載している。 介護支援専門員は「(介護予防)短期入所療養介護計画作成のとりまとめ」を行います。
<p>短期入所療養介護にしか適合しない表現の、介護予防短期入所療養介護での使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「短期入所療養介護計画」を「介護予防短期入所療養介護計画」と記載している。 ・「介護予防支援事業者」を「居宅介護支援事業者」と記載している。 ・「介護予防サービス計画」を「居宅サービス計画」と記載している。
<p>条例の未記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの事業及び施設の基準を定めた厚生労働省令のみを記載している。 介護老人保健施設については厚生労働省令及び下関市の条例、(介護予防)短期入所療養介護においては下関市の条例に変更してください。平成25年度集団指導資料P8をご参照ください。
<p>内容・表現のぶれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程、重要事項説明書、掲示の内容について、整合が取れていない。 ・「従業者」という表現と「職員」という表現が混在している。 どちらに統一しても差し支えありませんが、「従業者」の方がよりよいと考えます。 ・「市町村」という表現と「市区町村」という表現が混在している。 どちらに統一しても差し支えありませんが、「市区町村」の方がよりよいと考えます。
<p>誤字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「運営規程」を「運営規定」と表記している。

施設サービス計画の作成において留意すべき事項について

以下の項目は、施設サービス計画の作成に係り、実地指導において指導を行うことが多い事項です。留意の上、適正にご対応いただきますようお願いいたします。

施設サービス計画の作成において指導の多い事項

<p>・作成が遅れている。 介護保健施設サービスは施設サービス計画に基づき提供しなければならないため、施設サービス計画はサービス提供開始前に作成し、入所者様又はその家族に説明し、同意を得て交付しなければなりません。 説明を受ける家族が遠方に居住する場合など、やむを得ず同意の署名が遅れる場合は、サービス提供前に入所者様又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどでも差し支えありません。その場合は、その旨を施設介護支援経過(第6表)に記載してください。</p>
<p>・入所者又はその家族へ説明し、同意を得て交付をした日付が不明。 なお、計画書の署名部分は、入所者様又はその家族に「説明」し「同意」を得て「交付」を受けたことをもって署名をしたことが確認できる表現としてください。</p>
<p>・サービス担当者会議を開催していない。 施設サービス計画の作成(入所時、認定更新時、要介護状態区分変更時等)にあたっては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等を行い、各担当者から専門的な意見を聴取しなければなりません。</p>
<p>・アセスメントを介護職員が行っており、計画担当介護支援専門員が行っていない。</p>
<p>・施設サービス計画書の一部の表について、作成者が介護職員となっており、計画担当介護支援専門員名が記載されていない。 多職種連携による計画作成は望ましいところですが、計画担当介護支援専門員がその統括を行うべきであり、計画作成者として計画担当介護支援専門員の氏名も記載しなければなりません。</p>
<p>・介護支援専門員の資格は有しているが、計画作成介護支援専門員として市に届け出ていない従業者が、施設サービス計画を作成している。 計画作成介護支援専門員に変更があった場合は、指定事項等変更届により届出を行わなければなりません。また、併せて、運営規程(従業者の員数)に変更が生じる場合には、介護老人保健施設変更許可申請書により許可を受ける必要があります。</p>

在宅強化型及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定要件について

介護老人保健施設(在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定に係るチェック表を掲載いたしますので、ご活用ください。

介護老人保健施設(在宅強化型)の基本施設サービス費チェック表

事業所番号:

施設名:

項目(算定要件)	適否																											
【体制要件】																												
リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が適切に配置()されていますか。 適切な配置とは、理学療法士等と医師、看護職員、支援相談員、栄養士、介護支援専門員等が協力して在宅復帰に向けた施設サービス計画を策定できる体制を整備していることをいう。	はい・いいえ																											
【在宅復帰要件】																												
算定日が属する月の前6月間において、当該施設から退所した者(当該施設内で死亡した者を除く。以下「退所者」という。)の総数のうち、在宅において介護を受けることとなった者(当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。)の占める割合が100分の50を超えていますか。 総退所者数には、短期入所療養介護の利用者は含まない。	はい・いいえ																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月前</th> <th>5月前</th> <th>4月前</th> <th>3月前</th> <th>2月前</th> <th>1月前</th> <th>合計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前6月間の総退所者数(注1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>…(a)</td> </tr> <tr> <td>(a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>…(b)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 入所期間が1月間を超えていた退所者に限り、死亡退所者を除く。 注2: 在宅における生活が要介護1～3の者は1月以上、要介護4・5の者は14日以上継続する見込みであることが確認された者に限る。 「在宅」とは、自宅その他自宅に類する住まいである有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及びサービス付き高齢者住宅等を含む。</p> <p>総退所者数のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合 $(b \div a) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$ 50%超</p>		6月前	5月前	4月前	3月前	2月前	1月前	合計		前6月間の総退所者数(注1)								…(a)	(a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)								…(b)	
	6月前	5月前	4月前	3月前	2月前	1月前	合計																					
前6月間の総退所者数(注1)								…(a)																				
(a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)								…(b)																				
退所者の退所後30日以内(退所時の要介護状態区分が要介護4又は5の場合にあっては14日以内)に、施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月以上(退所時の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の場合にあっては14日以上)継続する見込みであることを確認し、記録していますか。	はい・いいえ																											
【ベッド回転率要件】																												
30.4を施設の入所者の直近3月間の平均在所日数で除して得た数(=ベッドの利用状況)が100分の10以上ですか。 平均在所日数の計算には、短期入所療養介護の利用者は含まない。	はい・いいえ																											
<p>・前3月間の入所者延日数(注1) (3月前: _____ 日 + 2月前: _____ 日 + 1月前: _____ 日) = _____ 日 …(c)</p> <p>注1: 直近3月間の日々の入所者数(毎日24時時点で当該施設に入所中の者(当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含む。))を合算したものである。</p> <p>・前3月間の新規入所者数 (3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人) = _____ 人 …(d)</p> <p>・前3月間の新規退所者数(死亡退所を含む) (3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人) = _____ 人 …(e)</p> <p>ベッドの利用状況計算方法 $(d + e) \div 2 = \underline{\hspace{2cm}} \dots(f)$ $c \div f = \underline{\hspace{2cm}} \dots(g)$ 「平均在所日数」 $(30.4 \div g) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$ (小数点以下切り上げ) 10%以上</p>																												

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》11-1
 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))

(介護老人保健施設(在宅強化型)の基本施設サービス費チェック表(続き))

【重度者要件】	
次の または のいずれかに適合していますか。	はい・いいえ
算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護4及び要介護5の者の占める割合が100分の35以上ですか。	はい・いいえ
・前3月間の要介護4・5の入所者延日数 (3月前: _____ 日 + 2月前: _____ 日 + 1月前: _____ 日) = _____ 日 …(f) ・前3月間の入所者延日数 (3月前: _____ 日 + 2月前: _____ 日 + 1月前: _____ 日) = _____ 日 …(g) 要介護度4及び5の入所者の占める割合 (f ÷ g) × 100 = _____ % 35%以上	
算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が100分の10以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の10以上ですか。	はい・いいえ
・前3月間の喀痰吸引を実施した入所者延日数 (3月前: _____ 日 + 2月前: _____ 日 + 1月前: _____ 日) = _____ 日 …(h) 又は ・前3月間の経管栄養を実施した入所者延日数 (3月前: _____ 日 + 2月前: _____ 日 + 1月前: _____ 日) = _____ 日 …(i) ・前3月間の入所者延日数 _____ 日 …(g) 喀痰吸引又は経管栄養を実施した入所者の占める割合 ((h又はi) ÷ g) × 100 = _____ % 10%以上	
看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者(短期入所療養介護利用者含む)の数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上配置されていますか。	はい・いいえ

平成26年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》11-1
 (介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)、介護予防短期入所療養介護(老健))

在宅復帰・在宅療養支援機能加算チェック表(介護老人保健施設(従来型)のみ)

事業所番号:

施設名:

項目(算定要件)	適否																								
[在宅復帰要件]																									
算定日が属する月の前6月間において、当該施設から退所した者(当該施設内で死亡した者を除く。以下「退所者」という。)の総数のうち、在宅において介護を受けることとなった者(当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。)の占める割合が100分の30を超えていますか。 総退所者数には、短期入所療養介護の利用者は含まない。	はい・いいえ																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月前</th> <th>5月前</th> <th>4月前</th> <th>3月前</th> <th>2月前</th> <th>1月前</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前6月間の総退所者数(注1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>…(a)</td> </tr> <tr> <td>(a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>…(b)</td> </tr> </tbody> </table> 注1: 入所期間が1月間を超えていた退所者に限り、死亡退所者を除く。 注2: 在宅における生活が要介護1~3の者は1月以上、要介護4・5の者は14日以上継続する見込みであることが確認された者に限る。 「在宅」とは、自宅その他自宅に類する住まいである有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及びサービス付き高齢者住宅等を含む。		6月前	5月前	4月前	3月前	2月前	1月前	合計	前6月間の総退所者数(注1)							…(a)	(a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)							…(b)	
	6月前	5月前	4月前	3月前	2月前	1月前	合計																		
前6月間の総退所者数(注1)							…(a)																		
(a)のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数(注2)							…(b)																		
総退所者数のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合 $(b \div a) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}}\%$	30%超																								
退所者の退所後30日以内(退所時の要介護状態区分が要介護4又は5の場合にあっては14日以内)に、施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月以上(退所時の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の場合にあっては14日以上)継続する見込みであることを確認し、記録していますか。	はい・いいえ																								
[ベッド回転率要件]																									
30.4を施設の入所者の直近3月間の平均在所日数で除して得た数(=ベッドの利用状況)が100分の5以上ですか。 平均在所日数の計算には、短期入所療養介護の利用者は含まない。	はい・いいえ																								
・前3月間の入所者延日数(注1) $(\text{3月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{日} + \text{2月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{日} + \text{1月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{日}) = \underline{\hspace{1cm}} \text{日} \dots(c)$ 注1: 直近3月間の日々の入所者数(毎日24時時点で当該施設に入所中の者(当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含む。))を合算したものである。																									
・前3月間の新規入所者数 $(\text{3月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{人} + \text{2月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{人} + \text{1月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{人}) = \underline{\hspace{1cm}} \text{人} \dots(d)$																									
・前3月間の新規退所者数(死亡退所を含む) $(\text{3月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{人} + \text{2月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{人} + \text{1月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{人}) = \underline{\hspace{1cm}} \text{人} \dots(e)$																									
ベッドの利用状況計算方法 $(d + e) \div 2 = \underline{\hspace{1cm}} \dots(f)$ $c \div f = \underline{\hspace{1cm}} \dots(g)$ 「平均在所日数」 $(30.4 \div g) \times 100 = \underline{\hspace{1cm}}\%$ (小数点以下切り上げ) 5%以上																									

夜勤職員配置加算の算定において留意すべき事項について

夜勤職員配置加算の算定においては、実地指導で以下の指導を行うことが多い
 ため、ご注意ください。

夜勤職員配置加算の算定において指導の多い事項

現況	改善内容
勤務表を確認した結果、加算の要件を満たしていることは確認できたが、算定要件である暦月ごとの1日平均夜勤職員数を算出していない。	算定要件である暦月ごとの1日平均夜勤職員数を算出し、確認できる資料を保存すること。

なお、算定にあたり、以下の解釈誤りの事例がありましたので、ご注意ください。

夜勤職員配置加算の算定において事例のあった解釈誤り

×【誤解】「夜勤時間帯」は、休憩時間を除いた16時間を設定する。すなわち、途中で休憩を1時間挟む場合、設定する「夜勤時間帯」は17時間となる。
【正解】「夜勤時間帯」は、午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間を設定する。なお、通常の休憩時間は、勤務時間に含まれるものとして延夜勤時間数に含めて差し支えない。
×【誤解】夜勤を行う看護・介護職員の数は、「入所者の数÷20人」、すなわち、定員90人の施設であれば、4.5人以上である。
【正解】夜勤を行う看護・介護職員の数は、「入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上」である。すなわち、定員90人の施設であれば、5人以上である。

入所者数が41人以上の施設の場合。

(認知症)短期集中リハビリテーション実施加算の算定において留意すべき事項について

短期集中リハビリテーション実施加算及び認知症短期集中リハビリテーション実施加算の算定においては、実地指導で以下の指導を行うことが多いため、ご注意ください。

(認知症)短期集中リハビリテーション実施加算の算定において指導の多い事項

両加算共通

- ・ 1月の提供日数の数え誤り。
- ・ 提供記録の内容の一部記載漏れ。

短期集中リハビリテーション実施加算

- ・ 前回の介護老人保健施設の退所日からの日数が算定要件を満たしていない。
 当該加算は、過去3月間の間に介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定できます(例外あり)が、その「過去3月間」とは、退所日の翌日から入所日の前日までの間が3箇月以上空いている場合を指します^(注)。すなわち、6月20日に介護老人保健施設を退所した者が再入所した場合に当該加算が算定可能なのは、再入所日が同年9月21日以降である場合となります。

(注) WAM-NE T Q & A 「初期加算の過去の入所期間の起点について」

Q . 初期加算について、痴呆性老人自立度判定基準によるランク等に該当する者は過去1ヶ月の間に施設に入所したことがない場合となっているが、例えば3月15日に退院した者が4月15日に入院した場合、期間算定の起点は3月15日からと考えて初期加算を算定できると考えてよろしいか。

A . 退所日の翌日から入所日の前日までの間が1ヶ月間ということになる。したがって、
 3月15日 退所日
 3月16日～4月15日 1ヶ月間
 4月16日 入所日 の場合に、初期加算の算定ができる。
 現在、当該Q & AはWAM-NE T上で確認できませんが、解釈に変更がないことを厚生労働省に確認済。

また、認知症短期集中リハビリテーション実施加算の算定にあたり、以下の質問を受けましたので、業務の参考としてください。

Q . 認知症短期集中リハビリテーション実施加算において、「1週に3日を限度」^(注1)とあるが、1週間の基準は入所日を基準にするのか、もしくは日曜から土曜と考えるのか？

A . 厚生労働省に照会したところ「保険者判断」との回答を得ました。
 検討の結果、施設サービス計画書第3表(週間サービス計画書)の様式が月曜日起算であることから、1週間の基準は月曜日から日曜日と判断いたします。

サービス提供体制強化加算の算定において留意すべき事項について

サービス提供体制強化加算の算定においては、実地指導で以下の指導を行うことが多いため、ご注意ください。

サービス提供体制強化加算の算定において指導の多い事項

現況	改善内容
加算の算定要件を満たしていることは確認できたが、算定要件である前年度の平均の割合を算出していない。	算定要件である前年度の平均の割合を算出し、確認できる資料を保存すること。

なお、算定要件の資料として「サービス提供体制強化加算に関する確認書(別紙19-3-1、19-3-2)」を下関市ホームページに掲載しておりますが、当該様式では「常勤換算1の従業員の勤務時間」=「常勤の従業員が当該月に勤務すべき時間」として記載してください。

必ずしも、「サービス提供体制強化加算に関する確認書(別紙19-3-1、19-3-2)」を用いる必要はありません。同様の内容が確認できるものであれば、別様式で管理いただいても結構です。

常勤換算の考え方については、共通編をご参照ください。

養介護施設従業者等による高齢者虐待について

近年、養介護施設従業者等による高齢者虐待の相談・通報件数が全国的に増加傾向にあり、本市においても高齢者虐待と疑われる通報があり、昨年度監査(立入検査)を実施いたしました。数値等については全国での集計件数であり、社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センターが作成した資料を引用し掲載しています。
出典：「高齢者虐待の実態と防止・対応上の留意点」、「高齢者虐待防止に関する研修会会場資料」より

1 「養介護施設従業者等」の定義

養介護施設、または養介護事業の業務に従事する者(経営者・管理者含む。)

2 高齢者虐待の相談・通報件数 市町村が受理した件数

	H18(件)	H24(件)	増加率
養介護施設従業者等	273件	736件	270%
養護者	18,390件	23,843件	130%

3 虐待判断事例数

	H18(件)	H24(件)	増加率
養介護施設従業者等	54件	155件	287%
養護者	12,569件	15,202件	121%

4 施設等の種別

<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>特養</th> <th>老健</th> <th>療養型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>46</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>29.7%</td> <td>9.0%</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table>		特養	老健	療養型	件数	46	14	2	割合	29.7%	9.0%	1.3%	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>GH</th> <th>小規模多機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>41</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>26.5%</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table>		GH	小規模多機能	件数	41	2	割合	26.5%	1.3%	
	特養	老健	療養型																				
件数	46	14	2																				
割合	29.7%	9.0%	1.3%																				
	GH	小規模多機能																					
件数	41	2																					
割合	26.5%	1.3%																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>有料</th> <th>軽費</th> <th>養護</th> <th>ショートステイ</th> <th>特定施設</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>7.1%</td> <td>0.0%</td> <td>1.3%</td> <td>4.5%</td> <td>6.5%</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>						有料	軽費	養護	ショートステイ	特定施設	その他	11	0	2	7	10	7	7.1%	0.0%	1.3%	4.5%	6.5%	4.5%
有料	軽費	養護	ショートステイ	特定施設	その他																		
11	0	2	7	10	7																		
7.1%	0.0%	1.3%	4.5%	6.5%	4.5%																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>訪問介護等</th> <th>通所介護等</th> <th>居宅介護支援等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>1.9%</td> <td>5.2%</td> <td>1.3%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	合計	3	8	2	155	1.9%	5.2%	1.3%	100%	<p>「その他」は未届け有料老人ホーム等</p>							
訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	合計																				
3	8	2	155																				
1.9%	5.2%	1.3%	100%																				

5 虐待類型の組み合わせ

	身体的虐待 (単独)	ネグレクト (単独)	心理的虐待 (単独)	性的虐待 (単独)	経済的虐待 (単独)	身体+ 心理	ネグレクト +心理	その他の組 み合わせ・ 3種類以上	合計
人数	104	14	58	14	13	37	13	10	263
割合	39.5%	5.3%	22.1%	5.3%	4.9%	14.1%	4.9%	3.8%	100%

(複数回答形式)

6 被虐待者の基本属性

性別

男性：28.1%，女性：71.1%（不明0.8%）

年齢

65-74歳：8.0%，75-84歳：33.8%，85-94歳：44.1%

95歳以上：8.0%，65歳未満障害者：3.0%

要介護度

要介護2以下：19.0%，要介護3：24.0%，要介護4：32.7%，

要介護5：21.3%（要介護4以上で半数超）

認知症

不明を除くと、87.1%が自立度 以上。もっとも多いのは自立度（29.7%）

7 虐待の発生要因

教育・知識・介護技術等に関する問題	55.3%
職員のストレスや感情コントロールの問題	29.8%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	28.4%
倫理観や理念の欠如	11.3%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	9.9%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	9.9%

(複数回答形式)

8 関係条文

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。